

非常変災時の対応について

2023 年 4 月 5 日
愛媛調理製菓専門学校

特別警報・気象警報・避難情報等の発表・発令時または公共交通機関の運休時における授業の取扱いについて以下の通り定める。

1. 休講

(ア)松山市に「特別警報」、「暴風警報」、または「暴風雪警報」が発表されている場合

(イ)松山市に「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」がともに発表されている場合

(ウ)松山市八坂地区（本校所在地）に「避難情報 警戒レベル4 以上」が発表されている場合

午前7時の時点で（ア）～（ウ）のいずれかの場合は、午前（1～3限）の授業を休講とする。

午前11時の時点で（ア）～（ウ）のいずれかの場合は、午後（4～6限）の授業を休講とする。

なお、午前11時の時点で諸条件が解除され午後の授業が行われる場合は、安全に十分配慮して登校する。

ただし、安全確保や災害状況のため登校できない場合は、自宅待機とし、学校に連絡する。

また、授業実施時間帯に（ア）～（ウ）のいずれかになった場合は、校長の判断により、その後に開始する授業を休講とする。

2. 公欠

(ア)居住する市町村に「特別警報」、「暴風警報」、または「暴風雪警報」が発表されている場合

(イ)居住する市町村に「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」がともに発表されている場合

(ウ)居住地区に「避難情報 警戒レベル3 以上」が発表されている場合

午前7時の時点で（ア）～（ウ）のいずれかの場合は、午前（1～3限）の授業を公欠とする。

午前11時の時点で（ア）～（ウ）のいずれかの場合は、午後（4～6限）の授業を公欠とする。

ただし、授業開始前に学校まで欠席を連絡し、登校後速やかに欠席届を提出した場合に限る。

3. 公共交通機関の運行停止

通学で利用する公共交通機関が災害や事故、ストライキ等で不通の場合は、他の交通手段を利用するなどして、安全に十分配慮して登校する。ただし、安全に登校できない場合や他の交通手段が利用できない場合は自宅待機とする。

午前7時の時点で運行を停止している場合は、午前（1～3限）の授業を公欠とする。

午前11時の時点で運行を停止している場合は、午後（4～6限）の授業を公欠とする。

ただし、授業開始前に学校まで欠席を連絡し、登校後、速やかに欠席届に公共交通機関の発行する「運休証明書」または「遅延証明書」等を添付し、提出した場合に限る。

注）2020 年 7 月 30 日付「非常変災時の対応について」（学校法人 愛媛学園）を本文書にて差し替えます。